



NEWS RELEASE

株式会社 静岡銀行

〒420-8760 静岡市葵区吳服町1-10
TEL.054-261-3131 FAX.054-344-0131
<http://www.shizuokabank.co.jp/>

2017. 3. 28

邦銀初「国際協力銀行との保証契約に基づく融資」を実行 ～インドネシアの法規制に対応し、お客さまの海外事業展開を支援～

静岡銀行（頭取 中西勝則）では、本日、株式会社国際協力銀行（総裁 近藤章）との保証契約に基づき、インドネシア現地法人向けの融資を実行しましたので、その概要をご案内します。

なお、本スキームは平成28年1月にインドネシアで施行された「外貨建てオフショア債務に関する規制」に対応するものであり、これによる融資実行は邦銀で初めてとなります。

1. 契約締結日（融資実行日） 3月28日（火）

2. 融資の概要

○融資先／PT. JONAN INDONESIA（ピーティー 城南インドネシア）

※城南電機工業株式会社（本社 静岡市）のインドネシア現地法人（2011年設立、従業員172名）

○融資額／80百万円

○資金使途／ヘッドライトおよびテールランプ等の自動車部品の製造・販売事業に必要な資金

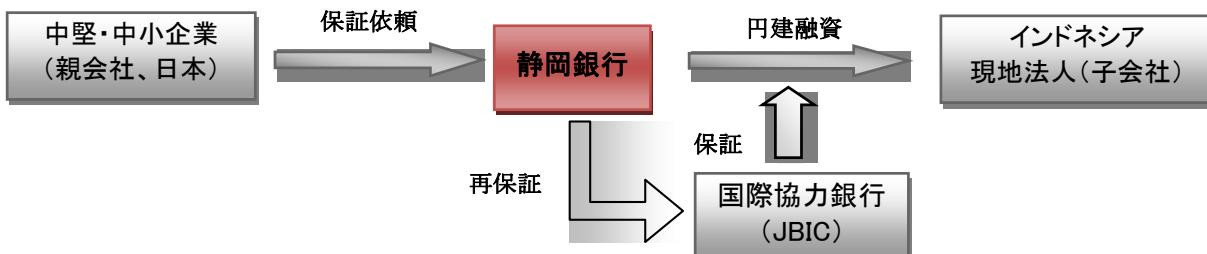
3. 本スキームについて

○インドネシアでは、平成28年1月以降「外貨建てオフショア債務に関する規制」により、親会社あるいは現地法人子会社が一定の外部格付を有していない場合、外貨建（インドネシアルピア以外の通貨建）かつインドネシア国外からの借入が行えない状況にあります。

○本スキームは、国際協力銀行の保証を付与することで規制の対象外となり、インドネシア現地法人の外貨建借入を可能とするものです。国際協力銀行からの保証提供は静岡銀行が再保証を行うことにより実現しました。

○これにより、インドネシアにおけるお客さまの資金調達ニーズに迅速にお応えするとともに、海外での事業展開を積極的に支援します。

【本件スキーム図】



SHIZU-GIN